

令和元年第3回臨時会
赤井川村議会会議録
第1日（令和元年5月22日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 選挙第 1号 赤井川村議会議長の選挙について
- 第 4 会期の決定
- 第 5 選挙第 2号 赤井川村議会副議長の選挙について
- 第 6 議席の指定
- 第 7 村長所信表明
- 第 8 赤井川村議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

追加日程

- 第 1 議長の常任委員会委員の辞任について
- 第 9 選挙第 3号 北後志消防組合議会議員の選挙について
- 第10 選挙第 4号 北後志衛生施設組合議会議員の選挙について
- 第11 選挙第 5号 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 第12 選挙第 6号 後志広域連合議会議員の選挙について
- 第13 選挙第 7号 後志教育研修センター組合議会議員の選挙について
- 第14 議案第24号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例等の一部を改正する条例）
- 第15 議案第25号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 第16 議案第26号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度赤井川村一般会計補正予算（第10号））
- 第17 議案第27号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度赤井川村簡易水道特別会計補正予算（第5号））
- 第18 同意案第2号 赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについて
- 第19 同意案第3号 副村長の選任に付き同意を求めることについて

追加日程

- 第 2 総務開発 閉会中の継続調査申出書
常任委員会
委員長申出

追加日程

- 第 3 議会運営委員会 閉会中の継続調査申出書

委員長申出

◎出席議員（8名）

1番	曾根敏明君	2番	辻康君
3番	能登ゆう君	4番	湯澤幸敏君
5番	川人孝則君	6番	山口芳之君
7番	丸山昇君	8番	岩井英明君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村長	馬場希君
副村長	高木康行君
会計管理者	大石和朗君
総務課長	小畑信幸君
保健福祉課長	藤田俊幸君
介護保険課長	神信弘君
産業課長	秋元千春君
建設課長	今城豪君
総務課主幹	菅藤覚史君
総務課主幹	高松重和君
教育長	根井朗夫君
教育委員会次長	谷早苗君
代表監査委員	大西敏典君

◎議会事務局

事務局長	瀬戸雅哉君
書記	青木秀英君

(午前 9時00分開会)

○議会事務局長(瀬戸雅哉君) 本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

このため、年長の丸山昇議員をご紹介します。

丸山昇議員、議長席のほうへお移り願います。

○臨時議長(丸山 昇君) ただいま紹介されました丸山です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願います。

赤井川村議会議員選挙後の初議会でありますので、会議開始前に議員の自己紹介をいたします。

まず、岩井英明議員、願います。

○仮議席2番(岩井英明君) 岩井です。どうぞよろしく願います。

○臨時議長(丸山 昇君) 辻康議員、願います。

○仮議席3番(辻 康君) 辻康でございます。よろしく願います。

○臨時議長(丸山 昇君) 次、湯澤幸敏議員です。

○仮議席4番(湯澤幸敏君) 湯澤でございます。よろしく願います。

○臨時議長(丸山 昇君) 次に、曾根敏明議員です。

○仮議席5番(曾根敏明君) 曾根敏明です。どうぞよろしく願います。

○臨時議長(丸山 昇君) 次に、川人孝則議員です。

○仮議席6番(川人孝則君) 川人です。どうぞよろしく願います。

○臨時議長(丸山 昇君) 次に、山口芳之議員です。

○仮議席7番(山口芳之君) 山口芳之です。よろしく願います。

○臨時議長(丸山 昇君) 次に、能登ゆう議員です。

○仮議席8番(能登ゆう君) 能登ゆうです。よろしく願います。

○臨時議長(丸山 昇君) 以上で自己紹介を終わります。

◎開会宣告

○臨時議長(丸山 昇君) ただいまの出席議員数は8名です。

定足数に達しておりますので、令和元年第3回赤井川村議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○臨時議長(丸山 昇君) 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長(丸山 昇君) それでは、日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席の指定については、議会の先例に基づき年齢順として、ただいまご着席の議席といたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○臨時議長（丸山 昇君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、臨時議長において仮議席4番、湯澤幸敏君及び仮議席6番、川人孝則君を指名いたします。

◎日程第3 選挙第1号

○臨時議長（丸山 昇君） 次に、日程第3、選挙第1号 赤井川村議会議長の選挙についてを行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（丸山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（丸山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長に岩井英明君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長が指名しました岩井英明君を議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（丸山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました岩井英明君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました岩井英明君が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

議長に当選された岩井英明君から発言を求められておりますので、これを許します。

岩井英明君。

○議長（岩井英明君） 一言ご挨拶申し上げたいと思っております。

議会議員の皆様方にご推挙いただきまして、ただいま赤井川村議会議長の要職をさせていただくことになりました。身に余る光栄でございます。心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございます。今地方行政というもの是非常に厳しく、私ども村にとりましても難問題が山積をしている。こういう状況下にあるわけでございます。そういう中で、

我々議会議員としても改革、そして活性化、あるいはまた村の独自の特色ある施策づくりにしっかり取り組んでまいらなければならないと考えているところでございますので、議会議員の皆さん、そして理事者ともども英知を結集してこれらにしっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。どうぞこれからもよろしくお願いを申し上げまして、議長就任のご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○臨時議長（丸山 昇君） これでは臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

岩井議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

午前 9時08分 休憩

午前 9時10分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、休憩前に引き続きまして会議に入りますけれども、一言だけ申し上げたいと思います。

このたびの4月の統一選挙におかれまして、馬場新村長を初め、議会の皆さん、見事当選されまして本席におられますことに心よりお喜びを申し上げます。まことにおめでとうございます。

それでは、早速会議に入らせていただきたいと思います。

◎日程第4 会期の決定

○議長（岩井英明君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りの1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思います。

◎日程第5 選挙第2号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第5、選挙第2号 赤井川村議会副議長の選挙についてを行います。

選挙は投票で行います。

議長の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（岩井英明君） ただいまの出席議員数は8名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に湯澤幸敏君及び能登ゆう君を指名いたします。

投票用紙を配りたいと思います。

（投票用紙配付）

○議長（岩井英明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 投票箱を点検させていただきます。

（投票箱点検）

○議長（岩井英明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願いたいと思います。

（投票）

○議長（岩井英明君） 皆さん、投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

湯澤議員及び能登議員、開票の立ち会いをお願い申し上げます。

（開票）

○議長（岩井英明君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数8票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票8票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、丸山昇君5票、山口芳之君3票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。

よって、丸山昇君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（岩井英明君） ただいま副議長に当選されました丸山昇君が議場にいらっしゃいます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました丸山昇君から発言を求められておりますので、これを許します。丸山昇君。

○副議長（丸山 昇君） このたび副議長という立場で当選させていただきました。本当にありがとうございました。

大変な重責を担うわけですがけれども、先ほど議長の挨拶にもありましたとおり、私副議

長という立場で議長に何かあるときにはしっかりとその代理を果たしていきたいというふうに考えております。2つ目には、8名の議員がしっかりと団結をして、仲よく仕事を果たしていきたい、そんなふうに2つ目は思っております。最後、3つ目には、我々住民から選挙で選ばれた代表です。そういう立場でありますので、住民の代弁者として住民の目線に立ってしっかりとした議会運営を果たしていくことが大事でないかなというふうに思っております。そんなことに、私初めての立場ですけれども、しっかりと住民のために、そして村のためにこれから精いっぱい頑張っていきたいというふうに考えておりますので、今後とも皆様方のご協力、ご指導よろしくお願ひしたいと思っております。

本日はありがとうございました。

◎日程第6 議席の指定

○議長（岩井英明君） 次に、日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と名前を事務局長に朗読させます。

瀬戸局長。

○議会事務局長（瀬戸雅哉君） 議席番号とお名前を読み上げます。

1番、曾根敏明議員、2番、辻康議員、3番、能登ゆう議員、4番、湯澤幸敏議員、5番、川人孝則議員、6番、山口芳之議員、7番、丸山昇副議長、8番、岩井英明議長。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） ただいま朗読したとおりの議席を指定いたします。

議席が決まりましたので、それぞれ指定の議席に着いていただきたいと思ひます。

暫時休憩をいたします。

午前 9時25分 休憩

午前 9時26分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、会議を再開いたします。

◎日程第7 村長所信表明

○議長（岩井英明君） 次に、日程第7、村長の所信表明を行います。

村長から発言を求められておりますので、この際発言を許します。

村長。

○村長（馬場 希君） 皆さん、おはようございます。発言をさせていただく前に、平成31年4月21日に執行されました村議会議員選挙において当選された皆様、改めてお祝いを申し上げます。おめでとうございます。今後とも公私ともによろしくお願ひいたします。

それでは、第3回赤井川村議会臨時会において私の村長としての所信を述べさせていた

できます。新天皇のご即位に伴い、元号が令和と定められ、赤井川村も6月10日に開村120年を迎える記念すべき年に第27代赤井川村長に就任できたことは大変名誉なことであり、改めてその重責に身の引き締まる思いでこの場に立たせていただいております。私が昨年12月31日に教育長を辞職し、村長選に出馬を決意したのは、前赤松村長の不出馬を耳にし、赤井川村に生まれ育ち、役場に勤めて35年間、私の生活の基盤をつくってくれたこの村を持続可能な状態で未来につなぐ責任が私にはあると強く感じたからです。村の将来を考えると、少子高齢化の進展と人口減少に伴う働き手不足は各種経済活動にも少なからず支障をもたらしており、その影響は行政サービス分野にも出ていると感じています。また、村財政を見ると、地方交付税を含め各種歳入の減額と経常的な経費の増加は村の財政基盤の脆弱性へと結びつき、村民の生活基盤を揺るがすかもしれない大きな課題であるとも考えています。そして、この課題を少しでも改善していくためには、今村政に求められていることは村は村民の声なき声に耳を傾け、村民と協力、協働する姿勢を前面に打ち出し、不断の努力をもって見直すべきものは勇気を持って見直しながら、信頼される行政運営を行うことであると考えております。

私は、立候補に当たり、4つの目標から成る16項目をマニフェストとして掲げてきました。1つとして、子供たちの成長を地域みんなで支える。2つとして、地域の協力で元氣いっぱいの子いちゃん、ばあちゃんをふやす。3つとして、活力ある地場産業を育てる。4つとして、村政の見える化を進めるという4つの目標です。現在村では、第4期総合計画、防災計画、公共施設の長寿命化計画など各種計画に基づき、村民が安心して暮らせるため、行政サービスの低下を招かないよう、インフラ整備や公共施設などの改修事業を継続的に行っております。当然これらを実施していくための資金繰りは今後の課題として取り組む重要な仕事ではありますが、これらに加えて私の任期中にその方向性を示したり実現をさせたい取り組みがあります。

その1つは、教育環境の整備です。学習指導要領の改訂により、今まで以上に子供たちは自分で考え、その考えをまとめ、発信していく力が求められています。そのための取り組みには、ICT、情報通信技術環境の整備が必要となっています。私は、ぜひ学校のICT化を進めながら教育環境の向上を図り、教育の質的向上を視野に入れた取り組みを進めたいと考えています。

2つ目は、高校生の子供を持つ保護者の支援であります。現在赤井川から余市までのバス定期購入額の半額支援を行っていますが、公共交通料金の値上げや通学する学校によっては公共交通機関が使いづらいなど、本村に生活の拠点を置く保護者には経済的負担が大きいのしかかる状況を生んでいると感じています。この件については、先行する近隣町村の制度内容も勉強しながら、実現に向けて取り組みたいと考えています。

3つ目は、生活弱者に対する移動手段の確保です。以前より議会でも話題となっており、村民にも大きな関心事と捉えておりますので、村としては具体的にどんなことができるのかを勉強し、住民の協力も得ながら、赤井川村の状況にマッチした取り組みにしたいと考

えております。

4つ目は、農業、観光業への取り組みです。農業については、私が役場職員で産業課を担当していたころから見れば、生産、流通、販売における取り組みや新規就農者に対する支援制度の改正など、対象者のニーズも含め、その取り組みは変化してきていると思いますので、現状にあった振興対策を取りまとめ、取り組みを進めたいと考えております。観光についても、キロロを中心に、道の駅を初め事業者個々の取り組みは進化を遂げていると思われ、村のサポート体制も変化を求められていると感じています。ただ、変わらないのは、安全、安心、良質な生産物を消費者に提供するという基本的な考えと村を丸ごとPRしていくための新鮮な情報発信の強化だと考えています。この分野については、役割分担として具体的に村がどの部分をどのようにサポートすればよいのかを関係者の皆さんの意見も聞き、内容を見きわめながら取り組みたいと考えております。

5つ目は、住宅政策の見直しです。定住支援策として新築住宅の建て主に行っている支援のうち集合住宅への支援については一定の成果があったと考えています。このため、住宅建設に係る定住支援については発展的に見直したいというふうに考えております。

6つ目は、行政の見える化に対する取り組みです。選挙期間中も多くの方の声として、村の政策決定プロセスや職員の顔が見えないという意見がありました。私も長年行政の中にいた人間として、村のホームページや広報紙、回覧や情報無線などを活用し、情報発信は細かくしていたつもりではありますが、村民にはなかなか届いていないという現実があるようです。このため、とりわけ村民と接する部署の職員については、待ちの姿勢ではなく、現場に足を運び、話を聞き、説明する機会をふやしていきたいと考えています。また、私自身も村内で行われる会合には都合のつく限り顔を出したいと思ひますし、村政懇談会の定期開催も実施したいと考えております。加えて、情報公開にかかわる制度についても手続の簡素化などができないかを十分検討し、条例や規則など関係する制度の見直しをしたいと考えております。

以上、村長の就任に当たり、所信の一端を述べさせていただきましたが、全ては多くの村民がこの村に住んでいてよかったと思ってもらえる村にしたいという思いからです。まだまだ微力な村長ではありますが、役場職員ともども知恵を出し、汗をかく所存でありますので、村民を初め、議会議員の皆様には持続可能な村とする行政運営に深いご理解とご協力をお願いし、所信表明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岩井英明君） 以上で村長所信表明を終了いたします。

◎日程第8 赤井川村議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

○議長（岩井英明君） 次に、日程第8、赤井川村議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを行います。

お諮りいたします。常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、総務開発常任委員会委員に議長を含めた議員全員、議会運営委員会委員につきましては議長を除いた7名です。

以上のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員会及び議会運営委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 9時38分 休憩

(岩井英明君退場)

午前 9時49分 再開

○副議長(丸山 昇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員数は7名です。

ただいま総務開発常任委員会委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

議長はその職責上、どの委員会にも出席して発言できる権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当ではなく、また行政実例でも議長について辞任を認められているところでもあるため、総務開発常任委員を辞任したいとするものであります。

本件審議に当たって議長は除斥となるため、あらかじめ議長には退席を求めています。

◎日程の追加

○副議長(丸山 昇君) お諮りいたします。

議長の常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(丸山 昇君) 異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議長の常任委員会委員の辞任について

○副議長(丸山 昇君) 次に、追加日程第1、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題とします。

お諮りいたします。議長の常任委員会委員の辞任について許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(丸山 昇君) 異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員会委員の辞任については、許可することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

午前 9時52分 休憩

(岩井英明君入場)

午前 9時53分 再開

○議長(岩井英明君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員数は8名です。

休憩中に総務開発常任委員会及び議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、ご報告申し上げたいと思います。

総務開発常任委員会委員長に山口芳之君、副委員長に湯澤幸敏君、議会運営委員会委員長に丸山昇君、副委員長に能登ゆう君、以上のとおり互選されましたので、報告いたします。

◎日程第9 選挙第3号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第9、選挙第3号 北後志消防組合議会議員の選挙についてを行います。

趣旨説明を事務局長にさせます。

瀬戸局長。

○議会事務局長(瀬戸雅哉君) 北後志消防組合議会議員の定数は、規約第5条第1項で関係5カ町村の町村長と議会から各1人の合計10人と規定されております。

したがいまして、当議会において被選挙人1人を規約第5条第2項の規定に基づき選挙を行うものであります。

なお、任期につきましては、規約第6条第1項により関係町村議会の議員としての任期によると規定されております。

以上でございます。

○議長(岩井英明君) 説明が終わりました。

この選挙は、ただいま説明のとおり、議員のうちから1人を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、先日協議いたしましたとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

北後志消防組合議会議員に岩井英明君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました岩井英明君を北後志消防組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岩井英明君が北後志消防組合議会議員に当選いたしました。

◎日程第10 選挙第4号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第10、選挙第4号 北後志衛生施設組合議会議員の選挙についてを行います。

趣旨説明を事務局長にさせます。

瀬戸局長。

○議会事務局長（瀬戸雅哉君） 北後志衛生施設組合議会議員の定数は、規約第5条第1項で関係5カ町村の町村長と議会から各1人の合計10人と規定されております。

したがいまして、当議会において被選挙人1人を規約第5条第2項の規定に基づき選挙を行うものであります。

なお、任期につきましては、規約第6条第1項により関係町村議会の議員としての任期によると規定されております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 説明が終わりました。

この選挙は、ただいま説明のとおり、議員のうちから1人を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、先日協議いたしましたとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

北後志衛生施設組合議会議員に岩井英明君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました岩井英明君を北後志衛生施設組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岩井英明君が北後志衛生施設組合議会議員に当選いたしました。

◎日程第11 選挙第5号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第11、選挙第5号 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙についてを行います。

趣旨説明を事務局長にさせます。

瀬戸局長。

○議会事務局長(瀬戸雅哉君) 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の定数は、規約第7条で小樽市の議会から11人、関係5カ町村の議会から各2人の合計21人と規定されております。

したがって、当議会において被選挙人2人を規約第8条第1項の規定に基づき選挙を行うものであります。

なお、任期につきましては、規約第9条第1項により関係市町村議会の議員としての任期によると規定されております。

以上でございます。

○議長(岩井英明君) 説明が終わりました。

この選挙は、ただいま説明のとおり、議員のうちから2人を選挙するものでございます。

お諮りいたします。選挙の方法は、先日協議いたしましたとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に岩井英明君及び丸山昇君を指名いたします。
お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました岩井英明君及び丸山昇君を北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岩井英明君及び丸山昇君が北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました丸山昇副議長が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎日程第12 選挙第6号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第12、選挙第6号 後志広域連合議会議員の選挙についてを行います。

趣旨説明を事務局長にさせます。

瀬戸局長。

○議会事務局長(瀬戸雅哉君) 後志広域連合議会議員の定数は、規約第7条で後志関係16町村の議会から各1人の16人と規定されております。

したがいまして、当議会において被選挙人1人を規約第8条第1項の規定に基づき選挙を行うものであります。

なお、任期につきましては、規約第9条により関係町村議会の議員としての任期によると規定されております。

以上でございます。

○議長(岩井英明君) 説明が終わりました。

この選挙は、ただいま説明のとおり、議員のうちから1人を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、先日協議いたしましたとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

後志広域連合議会議員に岩井英明君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました岩井英明君を後志広域連合議会議員

員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岩井英明君が後志広域連合議会議員に当選いたしました。

◎日程第13 選挙第7号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第13、選挙第7号 後志教育研修センター組合議会議員の選挙についてを行います。

趣旨説明を事務局長にさせます。

瀬戸局長。

○議会事務局長(瀬戸雅哉君) 後志教育研修センター組合議会議員の定数は、規約第6条第1項で後志20市町村の市町村長、または議会から各1人の20人と規定されております。

したがって、当議会において被選挙人1人を規約第6条第2項の規定に基づき選挙を行うものであります。

なお、任期につきましては、規約第7条第1項により4年とされておりますが、前任者が期間満了のため、残任期間が今回の任期によると規定されております。

以上でございます。

○議長(岩井英明君) 説明が終わりました。

この選挙は、ただいま説明のとおり、議員のうちから1人を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、先ほど協議いたしましたとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

後志教育研修センター組合議会議員に岩井英明君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました岩井英明君を後志教育研修センター組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岩井英明君が後志教育研修センター組合議会議員に

当選いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時08分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第14 議案第24号及び日程第15 議案第25号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第14、議案第24号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

この際、日程第14、議案第24号から日程第15、議案第25号を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第24号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例等の一部を改正する条例）及び日程第15、議案第25号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高松総務課主幹。

○総務課主幹（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第24号、議案第25号につきましては、本年の税制改正に伴う赤井川村税条例及び赤井川村国民健康保険税条例改正の専決処分となっております、一括してご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません、改正要点資料にてご説明させていただきます。

それでは、議案第24号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和元年5月22日提出、赤井川村長。

条例改正及び専決処分の理由としましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第38号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年総務省令第39号）が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、赤井川村税条例の一部を改正し、平成31年4月1日より施行する必要があるため、平成31年3月31日に公布しているものです。

議案1枚目開いていただきまして、専決処分書です。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月31日、赤井川村長。

それでは、議案47ページ以降の改正要点資料をごらんください。今回の税条例改正については、先ほど申しあげました地方税法並びに関係政省令の改正に伴うもので、総務省から示される条例例に沿って条例改正を行っております。法令改正に伴う引用条項や諸規定の整備に関する事項については説明を省略させていただき、今回の改正による村税申告の手続や軽自動車税の変更点についてご説明を申し上げたいと思います。

初めに、議案48ページをごらんください。第36条の2の改正につきましては、申告書記載事項について寄附金控除に関する申告部分が簡略化され、申告書類の簡素化が図られるものであります。

続いて、附則第15条の3の2から附則第16条の2については、本年の国の税制改正により自動車税が改正されております。本年10月より自動車取得税にかわり環境性能割という賦課が新たに導入されることとなっております。軽自動車におけるこの環境性能割の税率については、軽自動車の排出ガス基準や燃費基準によりゼロ%から2%とされ、臨時的軽減措置として本年10月から来年9月までの間は税率が1%軽減されるものとなっております。村においては、平成28年度、平成29年度の軽自動車の新規登録状況から勘案し、対象は30台弱と見込んでおります。

また、議案49ページ目のほうをごらんください。上段にあります附則第16条の規定につきましては、平成34年度及び平成35年度分の軽自動車税の軽減課税の対象を電気自動車に限るという規定が新設されるもので、現状村内において軽の電気自動車の保有はありませんが、対象年度に村内で所有された場合は軽減課税が適用されるものとなっております。

引き続きまして、議案第25号をご説明いたします。議案第25号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年5月22日提出、赤井川村長。

1ページをお開きください。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月31日、赤井川村長。

条例改正及び専決処分の理由としましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第38号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年総務省令第39号）が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

議案6ページ目をお開きください。今回の国民健康保険税条例の改正につきましては、

先ほど申しあげました地方税法並びに関係政省令の改正に伴うもので、総務省から示される条例例に沿って国保税条例も改正しております。

第2条では、現行58万円の課税限度額を61万円に引き上げる改正となっており、該当は2世帯程度と見込んでおり、対象世帯に限られるため、大きな影響はございません。

第23条では、国保税軽減措置に係る軽減判定所得の基準額を改正するものとなっております。昨年度の軽減措置の実績から見ますと、この改正により2世帯が新たに軽減措置の対象に加わるものと見込まれております。

以上でご説明いたしますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第24号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第24号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例等の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第25号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村国民健康保険条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第25号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第25号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村国民健康保険条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認されました。

◎日程第16 議案第26号及び日程第17 議案第27号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第16、議案第26号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度赤井川村一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

この際、日程第16、議案第26号から日程第17、議案第27号を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第16、議案第26号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度赤井川村一般会計補正予算（第10号））及び日程第17、議案第27号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度赤井川村簡易水道特別会計補正予算（第5号））を一括議題といたしたいと思っております。

提案理由の説明を求めます。

副村長。

○副村長（高木康行君） ただいま上程をいただきました議案第26号、27号について説明をさせていただきます。

議案第26号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1行の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和元年5月22日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、特別交付税の確定等によるというものでございますが、補正の主なものといたしましては、歳入では交付税の増額計上がありますが、3月の補正予算取りまとめの時期までに決定をしなかったため、今回確定をいたしましたので、補正をさせていただきます。また、歳出では、簡水特別会計の歳入不足に伴う繰出金の増額計上でございます。

それでは、1ページをおめくりください。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日、赤井川村長。

それでは、予算書の1ページのほうをお開きください。平成30年度赤井川村一般会計補正予算（第10号）でございます。

平成30年度赤井川村の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,685万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,414万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月29日専決、赤井川村長。

それでは、1ページめくっていただきまして2ページに入ります。第1表、歳入歳出予

算補正、歳入、10款地方交付税、1項地方交付税、既定額に2,675万4,000円を追加し、10億1,164万4,000円に。

15款道支出金、2項道補助金、既定額に7万3,000円を追加し、3,507万7,000円に。

16款財産収入、1項財産運用収入、既定額に2万4,000円を追加し、891万5,000円に。

歳入合計では既定額23億4,729万4,000円に補正額685万1,000円を追加し、23億7,414万5,000円にするものでございます。

次のページ、3ページ、歳出でございませぬ。4款衛生費、1項保健衛生費、既定額に169万6,000円を追加し、2億4,003万3,000円に。

8款消防費、1項消防費、ここでは補正の額はございませぬ。財源内訳の変更ということでございまして、金額は変わりなく1億6,506万円となっております。

12款予備費、1項予備費、既定額に2,515万5,000円を追加し、3,553万7,000円に。

歳出合計では既定額23億4,729万4,000円に2,685万1,000円を補正し、23億7,414万5,000円とするものでございませぬ。

次に、7ページをお開きください。2、歳入、10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、既定額に2,675万4,000円を追加し、10億1,164万4,000円に。ここでは地方交付税ということでございませぬが、普通交付税と特別交付税がございまして、普通交付税のところでは既定額に114万4,000円を追加し、8億9,603万4,000円、この内容につきましては調整率の解除ということで、2月14日に決定をさせていただきます。また、下段の特別交付税の増額につきましては、これは当初予算に2,561万円を追加し、1億1,561万円ということで、これは3月22日に決定させていただきます。

次に、8ページをお開きください。15款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金、既定額に7万3,000円を追加し、532万1,000円に。

9ページに入ります。16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、既定額に2万4,000円を追加し、76万円にするものでございませぬ。

次に、10ページの歳出に入ります。3、歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、1目環境衛生費、既定額に169万6,000円を追加し、1億5,912万3,000円にするものでございませぬ。これにつきましては、水道会計の収入不足による繰出金の増でございまして、内訳につきましては簡水のほうで説明をさせていただきたいと思ひます。

次に、11ページに入ります。8款消防費、1項消防費、2目災害対策費、これにつきましては財源内訳の変更でございまして、補正額の増減はございませぬ。

12ページに入ります。12款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額に2,515万5,000円を追加し、3,553万7,000円にするものでございませぬ。

以上でございませぬので、ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

次に、議案第27号 専決処分事項の承認を求むることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処

分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年5月22日提出、赤井川村長。

理由につきましては、水道料金の減額に伴うものでございます。

次に、1ページおめくりいただきまして、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日、赤井川村長。

それでは、補正予算の1ページのほうをお開きください。平成30年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）。

平成30年度赤井川村の簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入予算の補正、第1条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

平成31年3月29日専決、赤井川村長。

2ページをお開きください。歳入、1款事業収入、1項使用料、既定額より169万6,000円を減額し、5,045万9,000円に。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、既定額に169万6,000円を追加し、3,121万7,000円にするものでございます。

歳入合計につきましては、補正額はございませんが、金額同額の8,319万9,000円の計上でございます。

次に、4ページをお開きください。2、歳入、1款事業収入、1項使用料、1目水道使用料、既定額より169万6,000円を減額し、5,045万9,000円にするものでございます。減額の主な理由につきましては、歳入の減額の原因につきましては9月6日に発生をいたしました北海道胆振東部地震の影響が大きいと想定をいたしておりますし、それが長引いたものがかなりの影響と考えてございます。一般的には4月から12月までの予算比につきましては59万4,000円の減額でありましたが、回復傾向にあったことや例年でありますと2月、3月は卒業旅行や家族旅行で増加することから、予算額の確保が可能であると算定したところでございますが、やはりブラックアウトの大きな悪いイメージが利用者の方の足を遠のかせたのではないかというふうには推測してございます。なお、新年度に入りましてお客様も戻りつつありますので、今後十分留意し、運営をまいりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、5ページに入ります。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に169万6,000円を追加し、3,121万7,000円にしようとするものでございます。

以上でございますので、ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いをいたします。
○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度赤井川村一般会計補正予算（第10号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第26号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第26号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度赤井川村一般会計補正予算（第10号））は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第27号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第27号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第27号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認されました。

◎日程第18 同意案第2号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第18、同意案第2号 赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、川人孝則議員は議員の一身上に関する事件であるため、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席を求めます。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

（川人孝則君退場）

午前10時32分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は7名です。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） ただいま上程いただいた赤井川村監査委員を選任する同意案について説明をいたします。

同意案第2号 赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和元年5月22日提出、赤井川村長。

記といたしまして、氏名、川人孝則、（生 年 月 日）、（住 所）でございます。

略歴については、次のページをごらんいただきたいと思います。（略 歴）
任期につきましては、令和元年5月22日から令和5年5月21日までの4年間としております。（略 歴）主な公職、社会活動歴といたしましては、赤井川村議会議員、平成23年5月から現在まで、（略 歴）前任者の任期につきましては、平成27年5月22日から令和元年5月21日までの4年間でありました。

以上、川人孝則さんの選任について説明をさせていただきました。ぜひご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第2号 赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第2号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、同意案第2号 赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

(川人孝則君入場)

午前10時37分 再開

○議長（岩井英明君） 会議を再開いたします。

川人議員に申し上げます。ただいま議会の同意がされましたことをご報告いたします。

◎日程第19 同意案第3号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第19、同意案第3号 副村長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、大石和朗会計管理者は職員の一身上に関する事件であるため、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席を求めます。

暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

(大石和朗会計管理者退場)

午前10時38分 再開

○議長（岩井英明君） 会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） ただいま上程いただきました副村長を選任する同意案について説明させていただきます。

同意案第3号 副村長の選任につき同意を求めることについて。

次の者を赤井川村副村長に選任したいから、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

令和元年5月22日提出、赤井川村長。

記といたしまして、氏名、大石和朗、(生年月日)、(住所)でございます。

次ページに略歴を記載してございます。(略歴)新任期につきましては、

令和元年5月23日から令和5年5月22日までの4年間でございます。(略歴)

以上、大石和朗さんの選任について説明をさせていただきました。ぜひご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第3号 副村長の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第3号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、同意案第3号 副村長の選任に付き同意を求めることについては、同意されました。

暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

(大石和朗会計管理者入場)

午前10時42分 再開

○議長(岩井英明君) 会議を再開いたします。

大石会計管理者に申し上げます。ただいま議会の同意がされましたことをご報告いたします。

ここで副村長に就任予定の大石和朗会計管理者より就任に当たっての挨拶の申し出がありましたので、ご挨拶をいただくことにいたします。

大石和朗会計管理者、中央の発言台にご登壇願いたいと思います。

○会計管理者(大石和朗君) 同意案にご同意いただき、ありがとうございます。

私は、赤井川村に生まれ育ち、高校卒業後に赤井川村役場に奉職させていただきましたが、まさかこのような日が来ると夢にも思いませんでした。自分の力が歴代の副村長に比べ足りないことは重々承知しているつもりですが、赤井川村を愛する気持ちは誰にも負けないつもりでおります。今後も住民の皆さん、それから議会議員の皆さんのお力をおかりしながら、よりよい村づくりをしてまいりたいと思いますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほどをよろしく申し上げます。

本日はありがとうございます。よろしく願いいたします。

○議長(岩井英明君) 大石和朗会計管理者には、健康に十分留意されまして、副村長としての職務に励んでいただくことを心からお願いをいたしたいと思います。

以上で就任挨拶を終わります。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

総務開発常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書がそれぞれ提出されております。

この際、これらを日程に追加し、追加日程第2並びに追加日程第3として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第2、総務開発常任委員会委員長申出並びに追加日程第3、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第2 総務開発常任委員会委員長申出

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第2、総務開発常任委員会委員長申出を議題といたします。

総務開発常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎追加日程第3 議会運営委員会委員長申出

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第3、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

以上をもって本臨時会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、令和元年第3回赤井川村議会臨時会を閉会することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（岩井英明君） これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和元年第3回赤井川村議会臨時会を閉会いたしたいと思います。

大変お疲れさまでございました。

（午前10時46分閉会）